

て大きくなりがちであった。

第三項 中央職業紹介所の設置

中央職業紹介所は當時漸々へ發達を見つ、其つた職業紹介事業の發展を期すため、全國的の中央聯絡機関を設立し、労働紹介の外労働統計其の他労働需給の關係を明瞭ならしめ、且つ地方の職業紹介所を援助し改善し更にその增加を計ることの必要が叫ばれておったので、内務省の諒解の下に大正九年六月一日桑田常務理事と初代所長として、丁全國に於ける公益職業紹介所の聯絡統一の中央機關として協調會中央職業紹介所となり名稱の下に設立せられたのであるが、その事業要綱として次の如きものが掲げた。

- 一、各職業紹介所より旬報、月報、季報等の報告を徵し之を集計發表すること
- 二、諸報告其の他事務上各種の様式を統一し報告用紙は之を配給すること
- 三、職業紹介制度、職業分類其の他職業紹介事業に関する研究調査
- 四、聯絡事務の敏擗を期する目的を以て職業紹介所主仕會議の開催
- 五、職業紹介所設置に關する講演會等に講師派遣
- 六、職業紹介事業從業員の教育を目的とする講習會開催
- 七、参考圖書等の配給